別紙２

今後の地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保 を促進する。

	現　状		今　後
①発生主義・複式簿記の導入	総務省方式改訂モデルでは決算統計データを活用して財務書類を作成	統一的な基準の公表	発生の都度又は期末一括で複式仕訳（決算統計データの活用からの脱却）
②ICTを活用した固定資産台帳の整備	総務省方式改訂モデルでは固定資産台帳の整備が必ずしも前提とされていない		固定資産台帳の整備を前提とすることで公共施設等のマネジメントにも活用可能
③比較可能性の確保	基準モデルや総務省方式改訂モデル、その他の方式（東京都方式等）が混在		統一的な基準による財務書類等によって団体間での比較可能性を確保

H26.4.30　H27.1月頃　H30.3月末　H32.3月末

今後の新地方公会計の推進に関する研究会 → 統一的な基準の公表 → 統一的な基準の周知 / 財務書類等のマニュアルの作成 → 地方公共団体に要請 → 統一的な基準による財務書類等の作成（地方公共団体）

※ 移行期間は概ね3年間
（やむを得ない理由がある場合に限り概ね5年間）